一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札に付しますので公告します。

記

1．入札事項

展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造

2．入札方法

上記１の業務について入札に付する。

なお，落札の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

3．業務期間　平成 22 年 3 月 15 日～平成 22 年 3 月 30 日

4．競争参加資格

(1) 独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

(2) 契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成 21 年度に関東甲信越地域の「役務の提供等」の「A」，「B」，「C」及び「D」の等級に格付けされているものであること。

5．入札関係書類配布場所及び日時

国立新美術館４階運営管理部（会計）にて本日より行う。

6．入札執行場所

平成 22 年 3 月 15 日　16 時 00 分　　国立新美術館４階会議室

7．提出書類

(1) 平成 21 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）の資格審査結果通知書（写し）

(2) 参考見積書

8．入札保証金及び契約保証金

免除する。

9．入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及びその他文部科学省発注工事請負等契約規則第１１条第１項各号に揚げる入札書は無効とする。

10．契約条件

当館が提示する仕様書及び契約書（案）によるものとする。

11．契約書の作成

契約の締結に当たっては，契約書を作成するものとする。

12．連絡先

国立新美術館　会計担当

電話　０３－６８１２－９９０７

平成２２年２月２５日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　林　田　英　樹

入 札 説 明 書

１．件　　名　展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造

２．入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する金額を加算した金額（１円未満の端数がある時は、少数点第１位を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３．競争参加
１）独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
２）契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成２１年度に関東甲信越地域の「役務の提供等」の「A」,「B」,「C」及び「D」の等級に格付けされているものであること。

４．入札の無効　入札公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

５．入札の条件
１）別添「競争加入者心得」のとおりとする。
２）郵便による入札は認めない。

６．契約の条件　別紙契約書（案）のとおり。

７．業務期間　平成２２年３月１５日～平成２２年３月３０日

８．契約の種類　請負業務契約

９．請求書の送付先及び連絡先
国立新美術館　会計担当
電話　０３－６８１２－９９０７
FAX　０３－３４０５－２５３１
e-mail kaikei@nact.jp

１０．入札の日時及び場所　平成２２年３月１５日　１６時００分
国立新美術館　４階会議室

１１．提出書類
○一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し・・・１部
○参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
なお、上記各書類を平成２２年３月１２日　１０時００分までに国立新美術館４階会計担当へ提出すること。

１３．その他　別紙「仕様書」による。
なお、本契約条項又は別紙仕様書について疑義があるときは、書面又は e-mail にて質問するものとする。

仕　様　書

1	件　　名	展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造
2	納入仕様	内訳別紙の通り
3	納入場所	東京都港区六本木７－22－2 国立新美術館
4	期　　間	平成 22 年 3 月 30 日までの納入とする
5	検　　査	上記納入場所に搬入した後、当美術館担当者による立会いのもとで検収するものとする。
6	保証期間	納入物品に瑕疵が生じた場合、その発生が上記の引渡しのときより１年以内に生じたものである場合、その修理、取替は供給者側が無償で行うものとする。
7	納　　期	当館職員より発注を受け、平成 22 年 3 月 30 日までに納品できる事。
8	契約条件	別紙契約書のとおり

別紙内訳

1) 概要

現在展示室の空調をオールレタン運転（ウォーミングアップ）とした場合、湿度制御をしない仕様となっている。オールレタン運転時に湿度制御可能とすることで夜間等の外気遮断運転を可能とし、外気からの外乱を抑制し、ファン動力及び空調機冷温水使用量の削減を図る。

2) 対象系統

全 42 系統。対象系統は下記参照。

- 1F 企画展示室 1E（A）北・中央・南
- 1F 企画展示室 1E（B）北・中央・南
- 1F 公募展示室 1A 北・中央・南
- 1F 公募展示室 1B 北・中央・南
- 1F 公募展示室 1C 北・中央・南
- 1F 公募展示室 1D 北・中央・南
- 2F 企画展示室 2E（A）北・中央・南
- 2F 企画展示室 2E（B）北・中央・南
- 2F 公募展示室 2A 北・中央・南
- 2F 公募展示室 2B 北・中央・南
- 2F 公募展示室 2C 北・中央・南
- 2F 公募展示室 2D 北・中央・南
- 3F 公募展示室 3A 北・中央・南
- 3F 公募展示室 3B 北・中央・南

3) 制御変更内容

① 外気取入用 CAV　発停回路追加／改造

現在ウォーミングアップ完了で外気取入用 CAV を ON させており、ウォーミングアップ運転中は CAV が OFF となり、オールレタンとなるものの湿度制御をしない仕様となっている。

今回任意で CAV 開度を OFF できるよう既設コントローラ内制御回路の追加/改造を行い、CAV 開度 OFF 時に温湿度制御可能とする。（OFF 時はオールレタン運転）

② 中央監視装置ポイント追加

中央監視装置にオールレタン制御の制御ポイントを追加する。中央監視装置から遠隔に発停操作及びスケジュール設定を可能とする。

既設中央監視装置：Metasys-J（ジョンソン・コントロールズ社製）

4) その他

- 美術館敷地内で作業を行う場合、床や壁などに養生を行い、汚さないようにすること。
- 現状の自動制御内容について、問題が起きないようにすること。
- 万が一、施設を汚損・破損した場合には、請負者側で清掃・補修などを行うこと。
- 本工事における用水・電力については、原則発注者負担とする。但し 200V 以上の電動機器を使用する場合には受注者が仮設電源を用意すること。
- 変更後竣工図書を提出すること。
- 仕様書・取扱説明書を提出すること。
- その他、この仕様書に書かれていない内容については別途協議を行う。

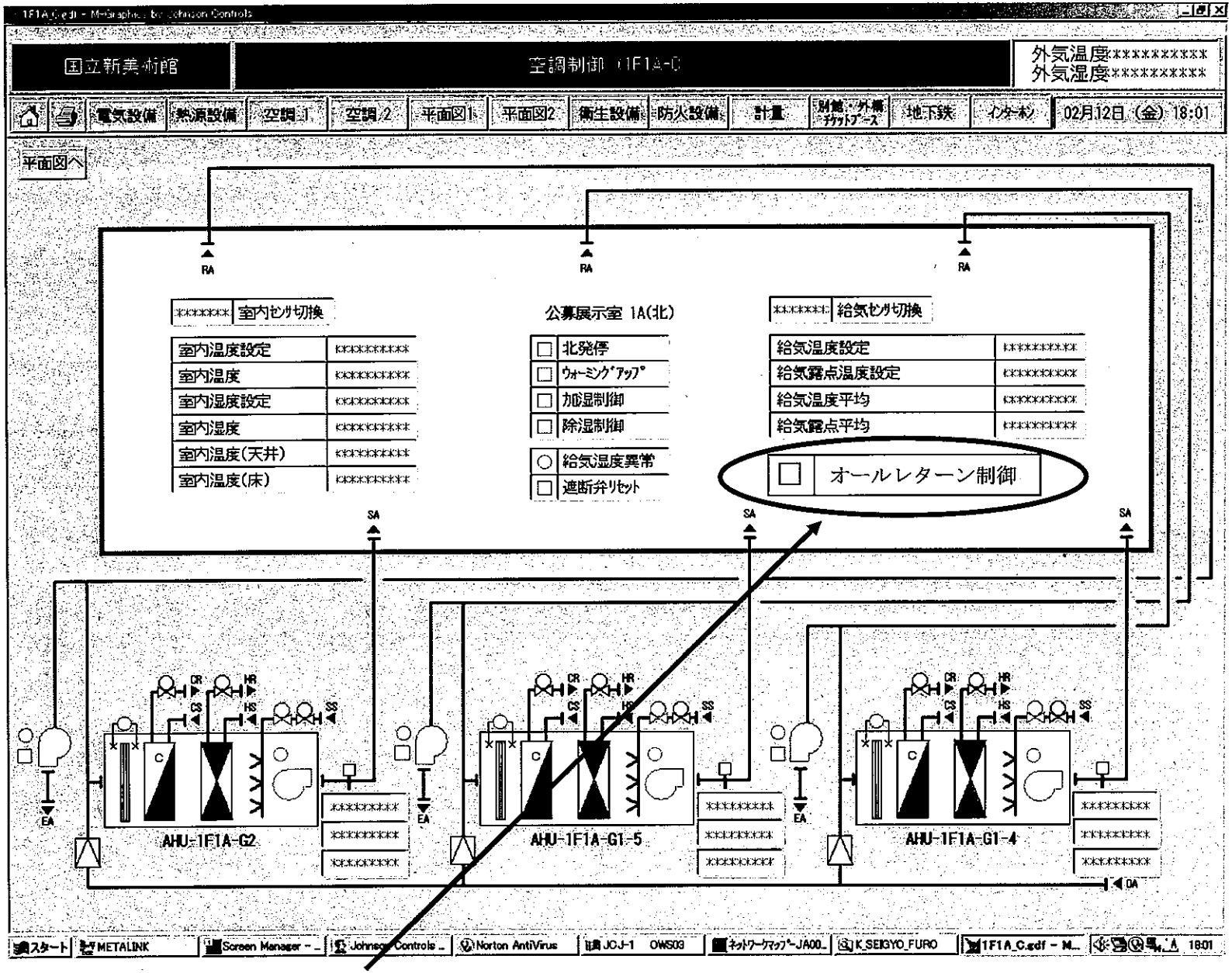

追加 又は１シートに集約

グラフィック変更イメージ

入　　札　　書

入 札 事 項　　展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造

入 札 金 額　　金　　円也

仕様書に従って上記工事を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成２２年３月１５日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

〔競争加入者〕　住　所

氏　名

備 考

1　競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

2　代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

委任者〔競争加入者〕
所　在　地
商　号　等
職　氏　名　　印

私は、　　を代理人と定め、下記に掲げる権限を委任します。

記

1　平成２２年３月１５日国立新美術館において行われる展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造に係る一般競争入札に関する一切の権限

2　受任者（代理人）の使用印鑑

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

委任者〔競争加入者の代理人〕
所　在　地
商　号　等
職　氏　名　　印

私は、　　を復代理人と定め、下記に掲げる権限を委任します。

記

1　平成２２年３月８日国立新美術館において行われる展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造に係る一般競争入札に関する一切の権限

2　受任者（復代理人）の使用印鑑

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　殿

委任者〔競争加入者〕
所　在　地
商　号　等
職　氏　名　　印

私は，下記のものを代理人と定め、下記に掲げる権限を委任します。

記

１．見積ならびに入札の件
１．契約締結ならびに履行の件
１．保証金納付ならびに還付請求および領収の件
１．契約物品の納入および取り下げの件
１．代金請求及び領収の件
１．その他契約に関する一切の件
１．上記権限の範囲内において復代理人選任の件

委任期間　　平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

受任者　所　在　地
商　号　等
職　氏　名

受任者（代理人）の使用印鑑

契　約　書

件　名　展示室用外気取入用 CAV 発停回路追加・改造

金　額　金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

発注者独立行政法人国立美術館分任契約担当役国立新美術館長　林田英樹と請負者　　との間において，上記工事（以下「工事」という。）について，上記の代金額で次の条項により契約を締結するものとする。

（目的）

第１条　供給者は別添仕様書及び図面に基づいて、工事を行うものとする。

（工事期間）

第２条　業務期日は、平成２２年３月１５日から平成２２年３月３０日までとする。

（工事しゅん工通知書）

第４条　請負者は工事をしゅん工したときは、しゅん工通知書を国立新美術館会計担当に送付すべきものとする。

（請負代金の支払い）

第５条　代金は１回に支払うものとし、請負者は工事しゅん工後、請求書を国立新美術館庶務課会計担当に送付すべきものとし、発注者は請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

２　前１項の請求金額に含まれる消費税額及び地方消費税額は，消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき，請負代金額に１０５分の５を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は免除する。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第７条 約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年３．７％を乗じて計算した金額を支払わなければならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（損害賠償）

第８条　請負者は，その従業員の責に帰すべき事故等により発注者に損害を与えたときは，発注者に対し賠償の責を負う。

（契約の不履行）

第９条　発注者は，契約の不履行が発生し書面による改善要求をした場合は当該不履行分の支払を行わないものとする。

（契約の解除）

第１０条　発注者は，次の各号に該当する事由が生じたときは，この契約を解除することができる。

一　請負者が正当な理由なく，この契約の全部又は一部を履行しないとき。

二　この契約の履行について，請負者に不正・不当な行為があったとき。

三　請負者が，この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

四　前各号のほか，請負者がこの契約に違反したとき。

２　前項により契約を解除する場合には，発注者は請負者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，この契約の期間中，発注者又は請負者のいずれかの都合によりこの契約の全部又は一部を解除しようとするときは，１ヶ月前までに文書をもって相手方へ通告をするものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第１１条　請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二　公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者

がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3　請負者は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（紛争処理）

第１２条　この契約について、発注者請負者間に紛争を生じた場合は，双方協議の上、これを解決するものとする。

（機密の保持）

第１３条　発注者及び請負者（その代理人及び使用人を含む。）は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。　なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、業務運営上特に必要な場合で、相手方の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（その他）

第１４条　この契約に定めのない事項について定める必要がある場合は，発注者請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため，この契約書を２通作成し，発注者請負者は記名押印の上，双方で各１通を所持するものとする。

平成２２年３月１５日

発注者　東京都港区六本木７－２２－２
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　林　田　英　樹

請負者